

久喜市中期財政計画

(平成25年度～平成29年度)



平成26年3月

久喜市

目次

はじめに

1 本計画の策定趣旨	1
2 本計画の位置づけ	1
3 本計画の対象とする期間と会計	2
(1) 期間	2
(2) 対象会計	2

第1章 中期財政フレーム

1 基本的な考え方	3
(1) 収支フレーム	3
(2) 推計のベース	3
(3) 前年度繰越金	3
(4) 後年度の予算に対する考え方	3
2 経常的一般財源	4
(1) 市税	4
(2) 地方交付税	5
(3) 臨時財政対策債	5
(4) 地方譲与税、交付金	5
(5) その他	5
3 経常的経費（所要一般財源）	6
(1) 人件費	6
(2) 扶助費	6
(3) 公債費	6
(4) 物件費、維持補修費	7
(5) 補助費等	7
(6) 繰出金	7
4 投資的経費に充当可能な一般財源等	7

第2章 中期財政計画

1 基本的な考え方	10
(1) 推計を行う項目	10
(2) 推計のベース	10
(3) 後年度の予算に対する考え方	10
2 歳入の見通し	11
(1) 分担金及び負担金	11
(2) 使用料及び手数料	11
(3) 国庫支出金・県支出金	11
(4) 地方債	12

(5) 特別交付税	12
(6) その他	12
3 歳出の見通し	13
(1) 普通建設事業費	13
(2) 災害復旧事業費	13
(3) 臨時的経費	13
(4) その他	13
4 歳入歳出の状況	14
5 財政調整基金残高の推移	15
6 主な財政指標等の状況	16
7 地方債残高の推移	17

はじめに

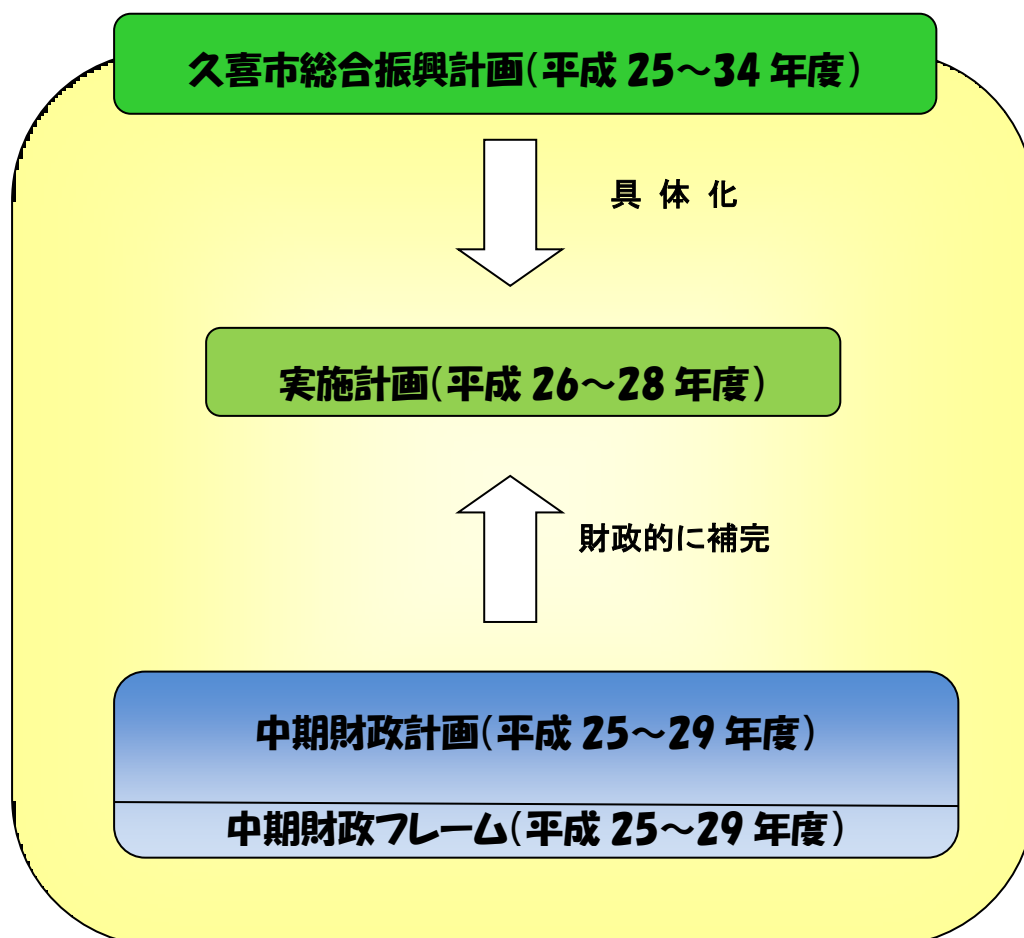
1 本計画の策定趣旨

平成25年3月に策定された「久喜市総合振興計画」については、具体的な事業ごとの実施ベースの計画である「久喜市総合振興計画実施計画」を策定することとしております。この実施計画については、財源の裏付けを伴っていないため、財政的に補完する計画がなければ実効性に欠けるものとなりかねません。

こうしたことから、本市の目指すべき将来像の実現に向けて、施策や事業を厳選し、より実効性を高めるとともに、「久喜市総合振興計画」を、財政的に補完するものとして、平成25年度から平成29年度の5か年を対象に「中期財政計画」を策定いたします。

なお、平成25年6月に策定した「久喜市中期財政フレーム」につきましては、平成24年度決算を反映させた上で、本計画に包含し、本計画とともに、毎年度見直しを行ってまいります。

2 本計画の位置づけ



3 本計画の対象とする期間と会計

(1) 期間

本計画の策定期間は、「久喜市総合振興計画」の「前期基本計画」に合わせ、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、今後の本市の財政状況や社会経済情勢の変化、諸制度の変更等を鑑み、毎年度、見直しを行います。

(2) 対象会計

普通会計（一般会計、土地区画整理事業特別会計（企業会計を除く）、土地取得特別会計）とします。

第1章 中期財政フレーム

1 基本的な考え方

(1) 収支フレーム

- ① 「経常的一般財源」と「経常的経費（所要一般財源）」の収支フレーム
- ② 「投資的経費に充当可能な一般財源等」の収支フレーム

(2) 推計のベース

推計のベースは、平成24年度決算額及び平成25年度決算見込額とします。

税制（消費税を除く）及び国、県の制度等については、現行制度が継続するものとして推計します。

(3) 前年度繰越金

「前年度繰越金」は経常的に見込まれる一般財源ではないため、本フレームの対象外とします。

(4) 後年度の予算に対する考え方

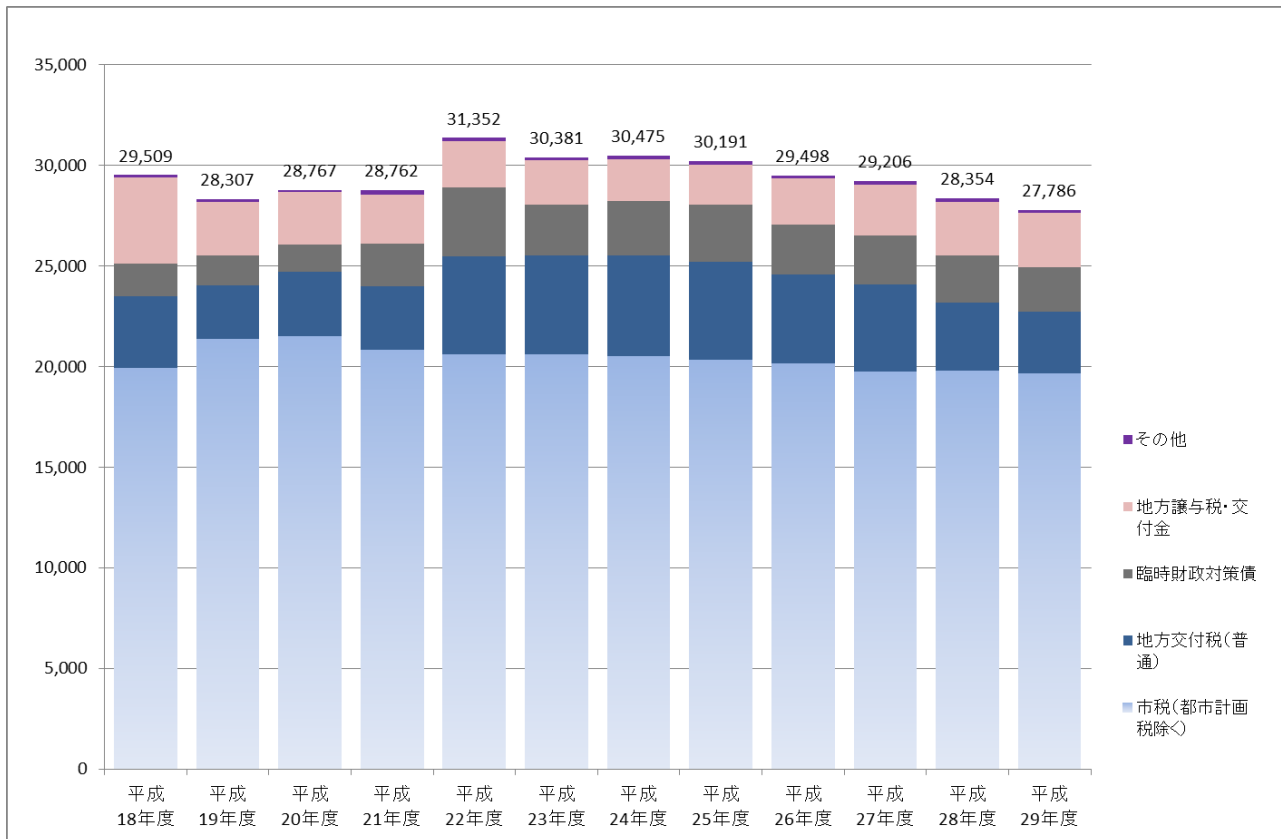
本フレームは、あくまで策定時点での推計のため、後年度の予算とは、必ずしも一致するものではありません。

2 経常的一般財源

毎年度、連続して経常的に収入される財源のうち、用途が特定されず自由に使用できる収入です。

○経常的一般財源の推計

(単位:百万円)



(1) 市税

- ① 個人市民税については、現在の所得階層の変動や高齢化の傾向を踏まえ、今後も緩やかに減少するものとします。
- ② 法人市民税については、平成26年2月の月例経済報告において「景気は、緩やかに回復している」とされていることから、緩やかに上昇推移するものとします。
また、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、法人税割の税率が改定されますが、現時点においては具体的な影響が算出できず、併せて増額となる地方交付税の算出方法も未定であるため、見込まないこととします。
- ③ 固定資産税については、過去の実績を勘案して、地価の下落等による減少や、新增築家屋の増等による増加などをそれぞれ考慮します。
また、平成27年度の評価替えも考慮します。
- ④ 軽自動車税については、平成27年度に、税率改正が予定されていますが、現時点においては、具体的な影響を算出することができないため、過去の実績による需要の増加のみを見込むものとします。また、たばこ税については、過去の実績と健康志向の高まりなどの影響を考慮し減少するものとします。

(2) 地方交付税

① 普通交付税については、基本的には国の地方財政計画によりますが、消費税率の改正等に伴う基準財政収入額への影響及び生活保護費の増による基準財政需要額への影響や、措置される公債費の推移などを反映します。

また、合併算定替による加算が、平成27年度から段階的に減少することを反映します。

② 特別交付税については、災害などの特別な財政需要に対する財政措置なので、対象外とします。震災復興特別交付税についても同様とします。

(3) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、本来、地方交付税制度を通じて財源調整されるべき地方の一般財源の収支不足が、国の交付税特別会計では賄えないために、臨時的措置として創設された地方債制度です。しかしながら、毎年度、制度の延長がなされていますので、今後も続くものとして推計します。

臨時財政対策債の発行可能額は、国の財源不足の状況により決定されます。国としても、発行可能額は圧縮傾向にあります。現時点では、今後の国の財源不足の状況や圧縮幅など見込めないことや、既往債の元利償還分が増加傾向にあることから、平成26年度を参考に、平成27年度以降の合併算定替による影響額を勘案して推計します。

(4) 地方譲与税、交付金

① 地方譲与税、税交付金、地方特例交付金等は、国税又は県税の収入状況や制度改正の影響を受け、今後の動向を予測することは困難であり、総額としては過去に大きく変動していないことから、これまでの実績に基づき、平成26年度と同額で推移するものとします。

② 地方消費税交付金については、消費税率の引き上げに伴う増収を見込みます。

(5) その他

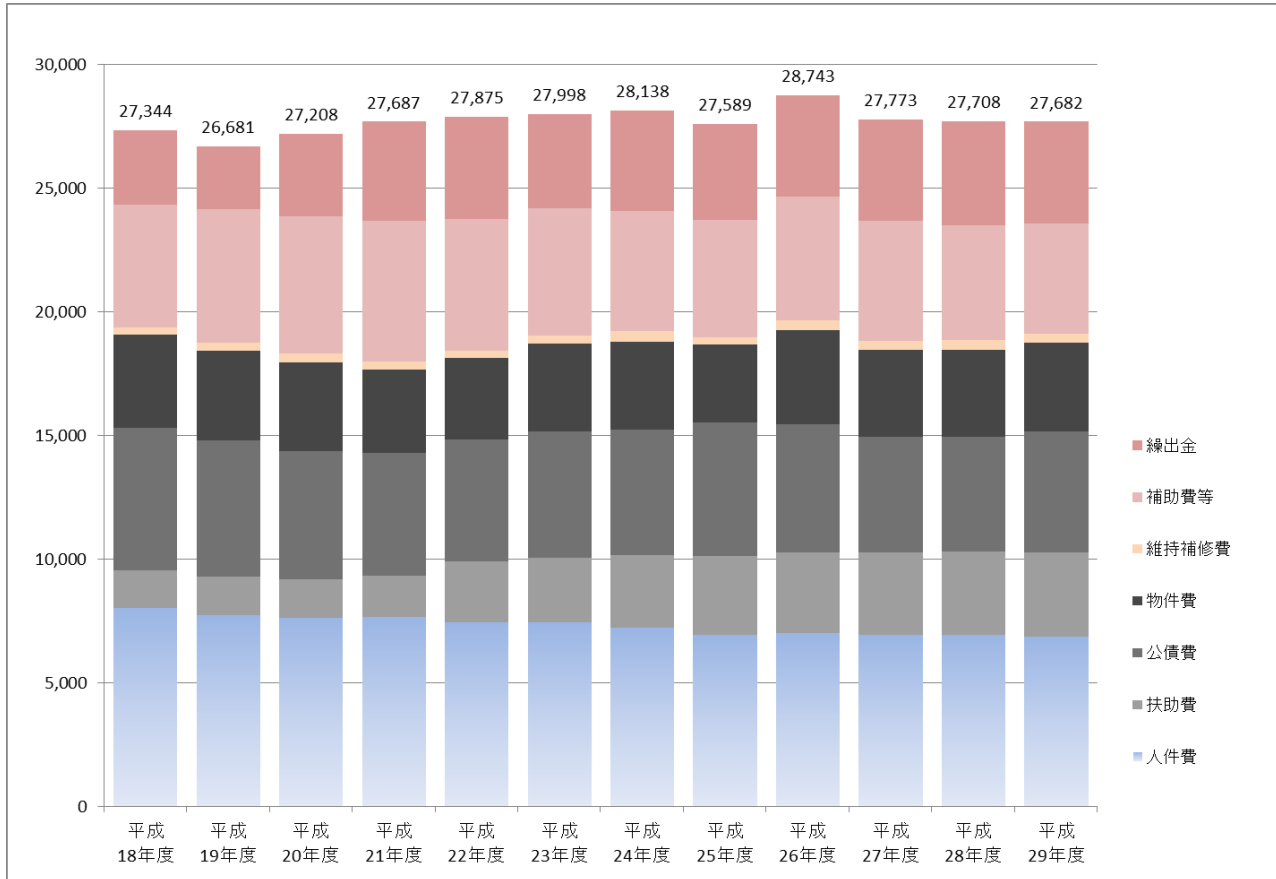
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など、これまでの実績等を勘案して、平成26年度と同額で推移するものとします。

3 経常的経費（所要一般財源）

毎年度、経常的に支出される経費のうち、特定の財源を除いた一般財源で賄わなければならない支出です。

○経常的経費（所要一般財源）の推計

（単位：百万円）



（1）人件費

久喜市定員適正化計画の設定目標に基づき、市職員数が推移するものとして推計します。報酬職については、平成26年度と同額で推移するものとします。ただし、議員報酬については、平成26年度中に定数が34人から30人となることを想定しています。

（2）扶助費

「税と社会保障の一体改革」により、地方に新たな財政需要等が発生することも懸念されますが、現時点では詳細が不確定なため、現状の国の制度が継続されることを前提として推計します。特に、生活保護費については、過去の実績を勘案しながら、今後も増加するものと推計します。

（3）公債費

過去に借入れた地方債の償還額に、毎年度、適債性のある事業費について、交付税措置のある有利な地方債を借入れるものとし、償還予定額を推計します。

(4) 物件費、維持補修費

過去3年間の決算額の平均をベースに、消費税の税率変更を考慮し推計します。

なお、消費税の引き上げに伴う物価変動の影響等は、予測が困難なため、フレームの見直しを行なう際に対応してまいります。

(5) 補助費等

「久喜市行政改革大綱」の実施項目である「補助金等の見直し」を実施することにより、補助費等への影響も考えられることから、減少して推移するものとします。一部事務組合への負担金についても、段階的に圧縮をしてまいります。

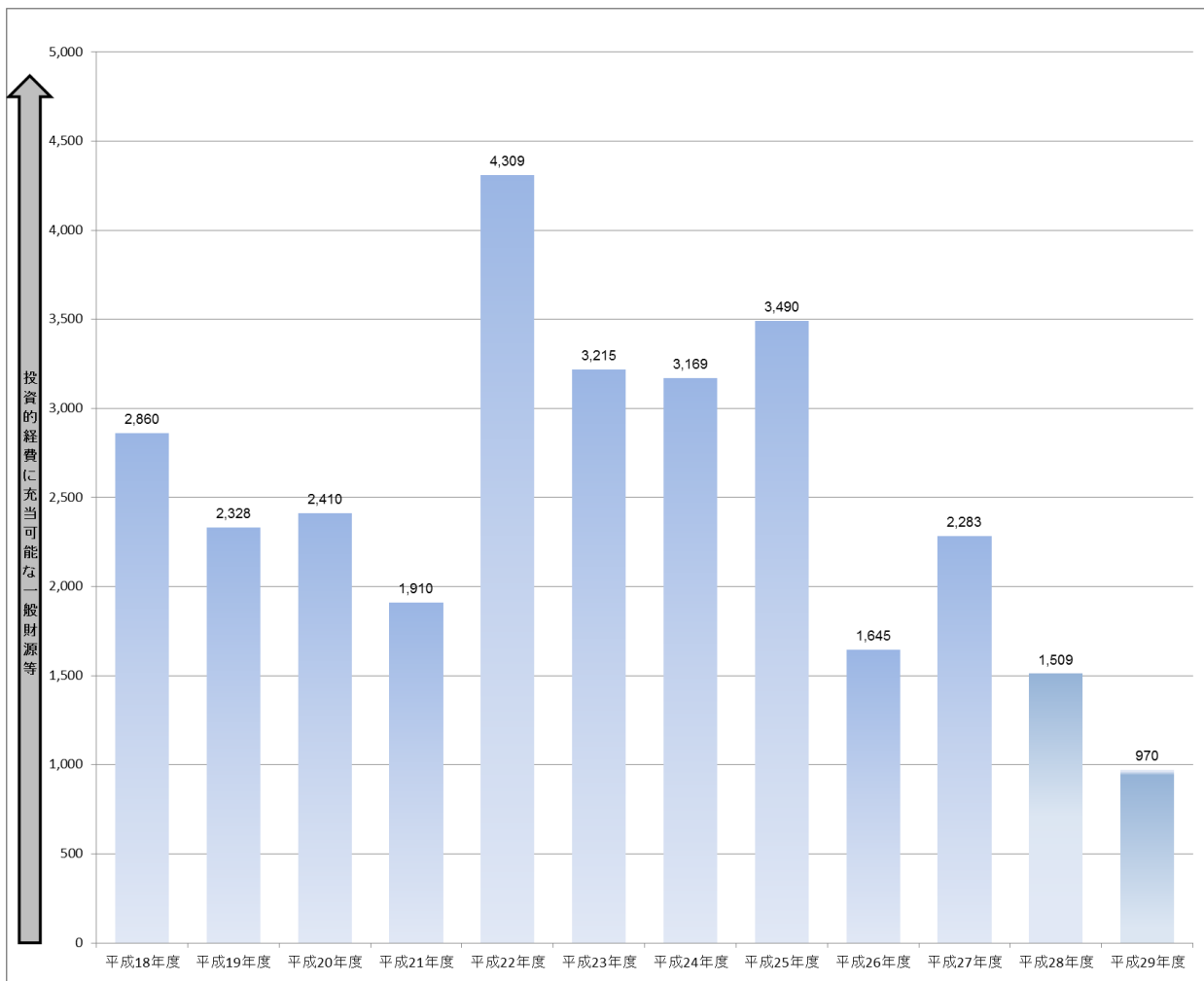
(6) 繰出金

特別会計毎に個別に推計した繰出金を計上します。

4 投資的経費に充当可能な一般財源等

経常的一般財源から経常的経費（所要一般財源）を控除した額に都市計画税を加えた額とします。

(単位：百万円)



○経常的一般財源

(単位:百万円)

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市税(都市計画 税除く)	19,941	21,347	21,482	20,815	20,596	20,590	20,508	20,331	20,167	19,765	19,781	19,663
地方交付税(普 通)	3,546	2,699	3,210	3,153	4,854	4,907	5,018	4,868	4,400	4,307	3,404	3,074
臨時財政対策 債	1,618	1,468	1,375	2,134	3,451	2,532	2,678	2,816	2,500	2,440	2,320	2,200
地方譲与税・交 付金	4,276	2,677	2,582	2,436	2,309	2,194	2,101	2,015	2,270	2,533	2,688	2,688
その他	128	116	118	224	142	158	170	161	161	161	161	161
計 A	29,509	28,307	28,767	28,762	31,352	30,381	30,475	30,191	29,498	29,206	28,354	27,786

○経常的経費(所要一般財源)

(単位:百万円)

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
人件費	8,045	7,724	7,621	7,670	7,462	7,461	7,234	6,957	7,029	6,930	6,933	6,859
扶助費	1,516	1,571	1,564	1,672	2,443	2,611	2,948	3,158	3,261	3,331	3,373	3,418
公債費	5,764	5,506	5,164	4,947	4,945	5,087	5,054	5,411	5,160	4,700	4,626	4,892
物件費	3,735	3,612	3,607	3,388	3,271	3,556	3,534	3,601	3,800	3,495	3,530	3,567
維持補修費	306	345	357	329	320	320	435	307	398	378	381	381
補助費等	4,957	5,400	5,560	5,664	5,301	5,159	4,869	4,740	5,014	4,830	4,635	4,449
繰出金	3,021	2,523	3,335	4,017	4,133	3,804	4,064	3,871	4,081	4,109	4,230	4,116
計 B	27,344	26,681	27,208	27,687	27,875	27,998	28,138	28,045	28,743	27,773	27,708	27,682

○投資的経費に充当可能な一般財源等

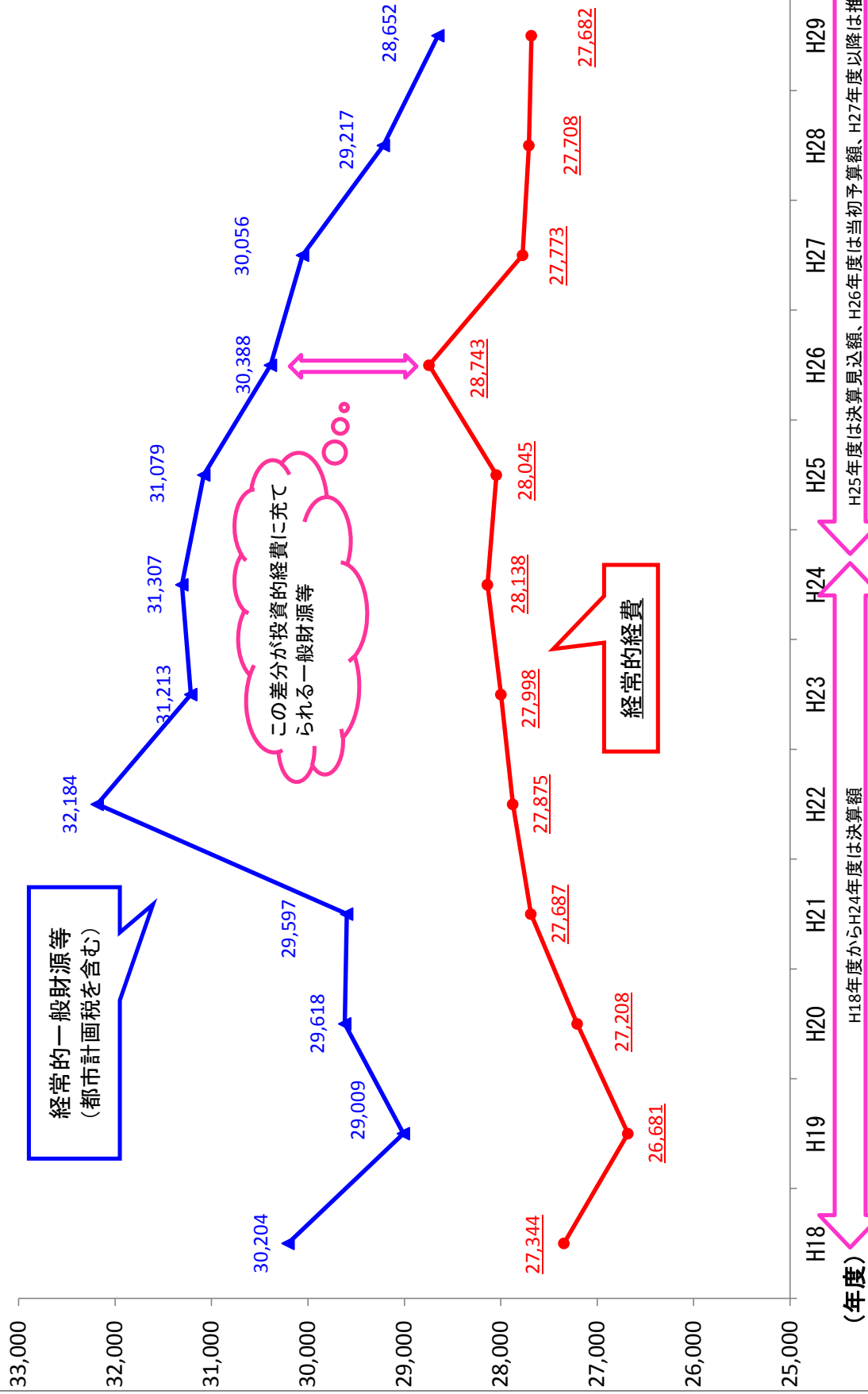
(単位:百万円)

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
A-B(投資的経 費に充当可能 な一般財源)C	2,165	1,626	1,559	1,075	3,477	2,383	2,337	2,146	755	1,433	646	104
都市計画税 D	695	702	851	835	832	832	832	888	890	850	863	866
計 C+D	2,860	2,328	2,410	1,910	4,309	3,215	3,169	3,034	1,645	2,283	1,509	970

※計C+Dは、普通建設事業費を始めとする投資的経費など、臨時的な経費に充当出来る金額です。

中期財政フレーム（収支フレーム）

(百万円)



經常的的一般財源等
(都市計画税を含む)

この差分が投資的経費に充てられる一般財源等

經常的経費

H18年度からH24年度は決算額
H25年度は決算見込額、H26年度は当初予算額、H27年度以降は推計値

第2章 中期財政計画

1 基本的な考え方

(1) 推計を行う項目

- ① 歳入の見通し
- ② 歳出の見通し
- ③ 歳入歳出の状況
- ④ 財政調整基金残高の推移
- ⑤ 主な財政指標等の状況（経常収支比率、実質公債費比率）
- ⑥ 地方債残高の推移

(2) 推計のベース

推計のベースは、平成24年度決算額及び平成25年度決算見込額とします。

税制（消費税を除く）及び国、県の制度等については、現行制度が継続するものとして推計します。

(3) 後年度の予算に対する考え方

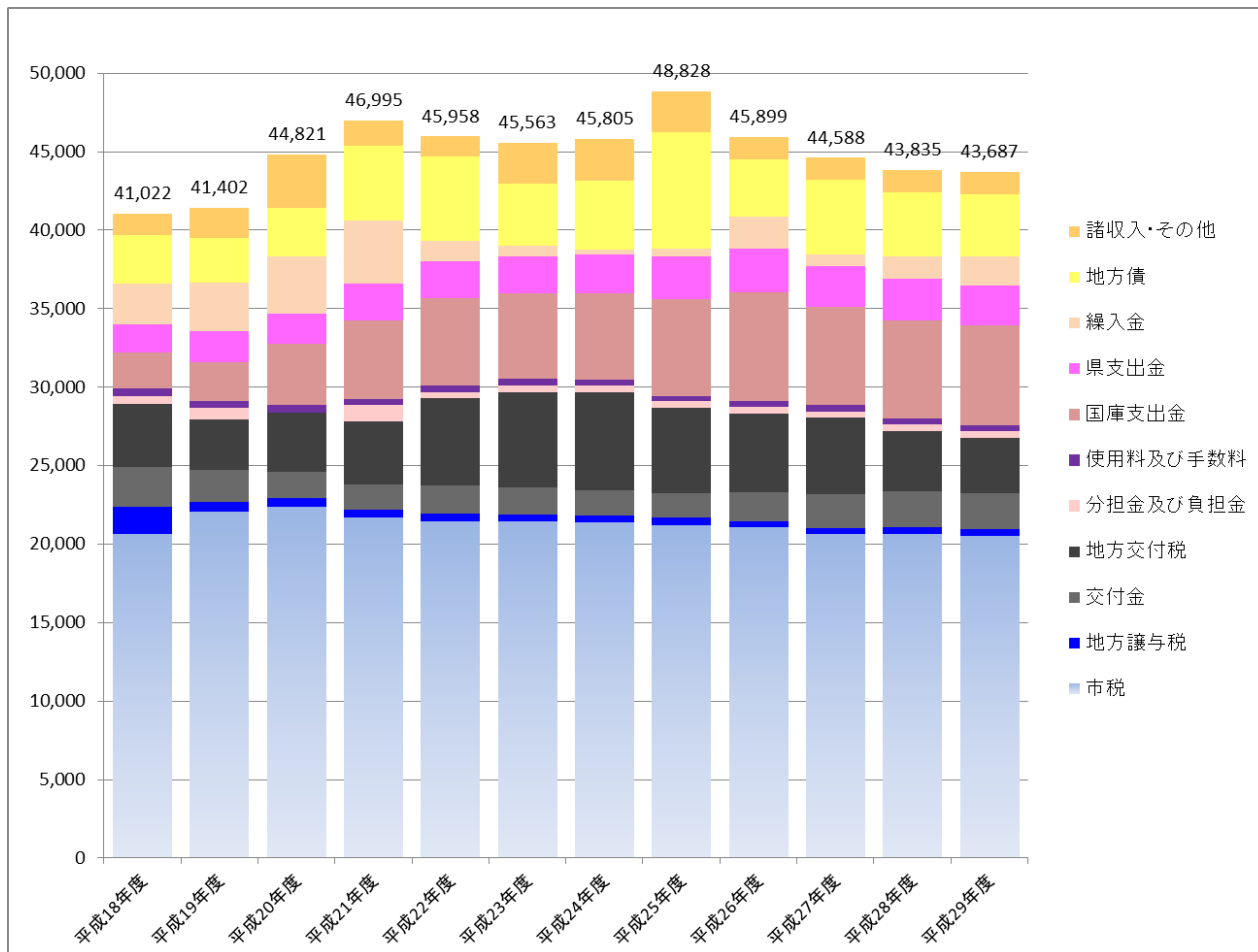
本計画は、あくまで策定時点での推計のため、後年度の予算とは、必ずしも一致するものではありません。

2 歳入の見通し

財政フレームにおける経常的一般財源に加え、特定財源等を次のとおり推計します。

○歳入の見通し

(単位：百万円)



(1) 分担金及び負担金

これまでの実績等を勘案して、平成26年度と同額で推移するものとします。

(2) 使用料及び手数料

「受益者負担の適正化の原則」に基づき、「久喜市行政改革大綱」の実施項目として、現在、見直しを行っているところです。

また、国からの技術的な助言により、地方消費税の引き上げに伴う改正も必要とされるところですが、現状のところ10%への引き上げが決定されていないため、これまでの実績等を勘案して平成26年度と同額で推移するものとします。

(3) 国庫支出金・県支出金

投資的経費、扶助費等に係る国庫支出金及び県支出金については、現行の制度が継続するものとして、現行の補助率により推計し、その他については平成25年度決算見込額をもとに推計します。

(4) 地方債

合併推進債等の交付税算入措置の高い市債を中心に借り入れることとします。

普通建設事業費のうち起債対象事業を精査し算出していますが、プライマリーバランスの改善を図るため、新規発行債については可能な限り抑制していきます。

(5) 特別交付税

災害などの特別な財政需要に対する財政措置なので、平成26年度と同額で推移するものとします。地方交付税法の改正に伴い、交付税総額に対する交付割合の変更については、集中復興期間（平成27年度まで）の後に適用されるものとして推計します。（平成27年度までは6%、平成28年度は5%、平成29年度以降は4%）

(6) その他

諸収入、繰入金など、これまでの実績等を勘案して、平成26年度と同額で推移するものとします。

3 歳出の見通し

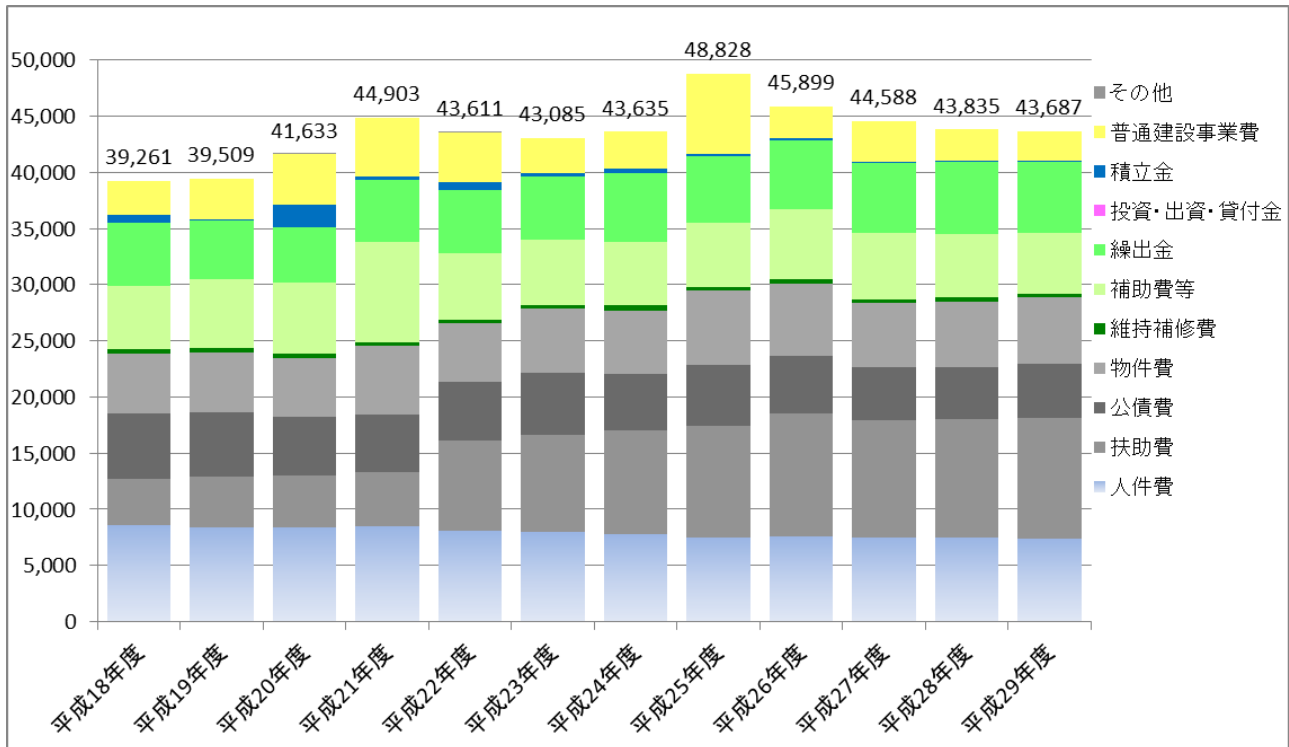
財政フレームにおける経常的経費に加え、投資的経費等について次のとおり推計します。

※投資的経費

歳出のうち、その支出が資本形成に向けられるものをいいます。一般的には、普通建設事業費と災害復旧事業費の合計です。

○歳出の見通し

(単位：百万円)



(1) 普通建設事業費

「久喜市総合振興計画」の実施計画に掲げる事業のうち普通建設事業に係る事業費について推計します。また、過去の実績を勘案し推計します。

(2) 災害復旧事業費

過去の実績を勘案しながら、今後については科目設定のみを行うものとします。

(3) 臨時的経費

臨時的に発生した単年度経費等については、実施計画に計上されている事業に基づき、推計します。

(4) その他

その他、経常的経費に係る特定財源については、過去の実績を勘案し推計します。

また、実施計画に計上された事業全てを計画における事業費どおり実施することは、財政上困難であるため、全体的な事業費の圧縮を図っています。

4 歳入歳出の状況

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 税	21,208	21,047	20,614	20,644	20,528
地 方 譲 与 税	471	393	393	393	393
交 付 金	1,544	1,877	2,140	2,295	2,295
地 方 交 付 税	5,468	4,998	4,887	3,868	3,538
分担金及び負担金	386	415	415	415	415
使用料及び手数料	313	391	391	391	391
国 庫 支 出 金	6,189	6,880	6,246	6,193	6,332
県 支 出 金	2,701	2,799	2,625	2,658	2,536
繰 入 金	542	2,044	721	1,471	1,897
地 方 債	7,380	3,634	4,735	4,086	3,941
諸 収 入 ・ そ の 他	2,626	1,421	1,421	1,421	1,421
計	48,828	45,899	44,588	43,835	43,687

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 件 費	7,562	7,641	7,532	7,534	7,456
扶 助 費	9,870	10,894	10,410	10,542	10,680
公 債 費	5,411	5,160	4,700	4,626	4,892
物 件 費	6,651	6,452	5,729	5,788	5,848
維 持 補 修 費	307	398	378	381	381
補 助 費 等	5,781	6,155	5,891	5,652	5,426
繰 出 金	5,865	6,183	6,226	6,410	6,236
投資・出資・貸付金	29	27	27	27	27
積 立 金	235	185	112	112	112
普通建設事業費	7,117	2,804	3,583	2,763	2,629
そ の 他	0	0	0	0	0
計	48,828	45,899	44,588	43,835	43,687

5 財政調整基金残高の推移

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産とされています。

財政調整基金については、年度間の財源の不均衡を調整するための積立基金として位置づけられています。

本市の財政調整基金の平成25年度末現在高見込額は、約54億8,900万円となっておりますが、今後、普通交付税の合併算定替による加算分が段階的に減少すること等により取崩しが増加するため、平成26年度以降、基金残高が減少すると見込んでおります。

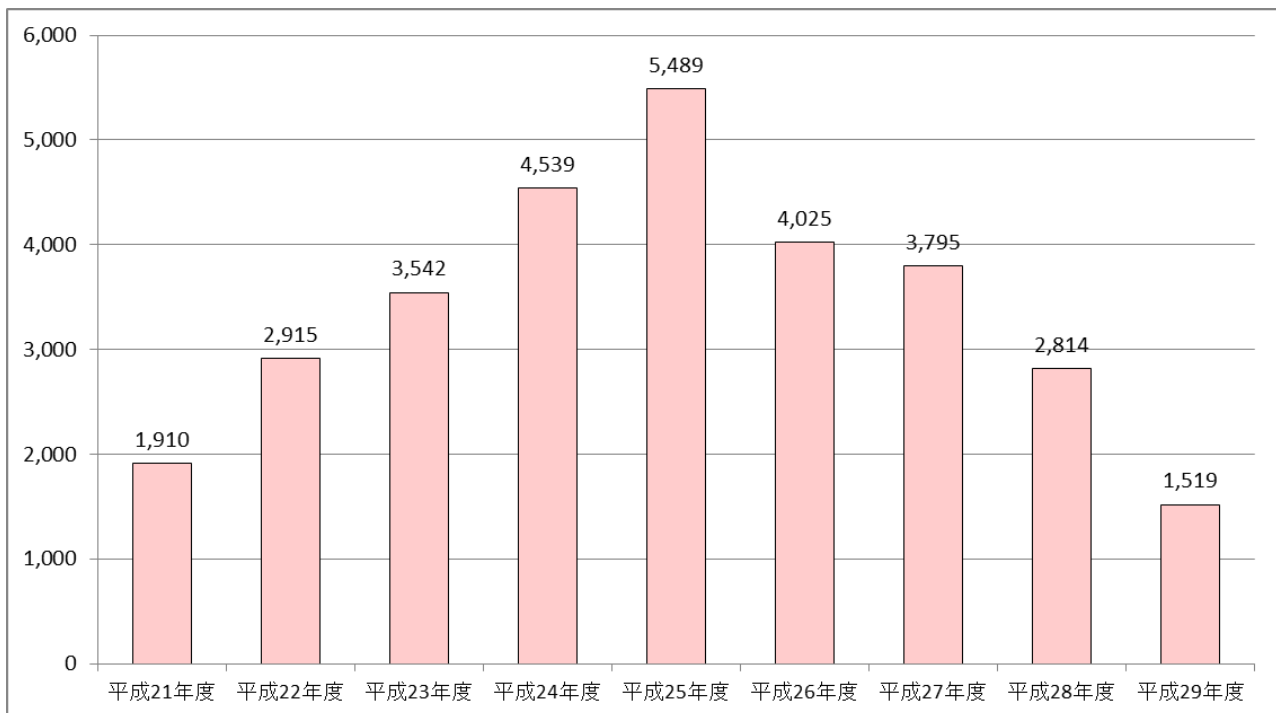
その結果、平成28年度には、健全な財政運営のために維持すべき、標準財政規模の10%（本市においては約30億円）を割り込む厳しい状況となることを見込まれます。

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政調整基金残高	1,910	2,915	3,542	4,539	5,489	4,025	3,795	2,814	1,519

○財政調整基金残高の推移

(単位：百万円)



6 主な財政指標等の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する比率として用いられています。

また、一般的には、この比率は75%程度が妥当とされ、80%を超えると、その団体は弾力性を失いつつあるとされています。

本市の平成24年度の経常収支比率は、92.4%（前年度比0.2ポイント増）となっておりますことから、今後も引き続き、「久喜市行政改革大綱」に基づいた比率の改善に努めていかなければなりません。

(単位：%)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
経常収支比率	96.3	88.9	92.2	92.4	91.4	97.4	95.1	97.7	99.6

(2) 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。これは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合で、過去3年間の平均値を使用します。

地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、さらに、25%以上の団体は財政健全化団体となり、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限されます。さらに、35%以上の団体は財政再生団体となり、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

本市の平成24年度の実質公債費比率は、10.0%（前年度比0.9ポイント減）となっております。今後も引き続き比率の改善に努めてまいります。

(単位：%)

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実質公債費比率	12.2	11.4	10.9	10.0	9.6	9.3	9.0	9.0	9.2

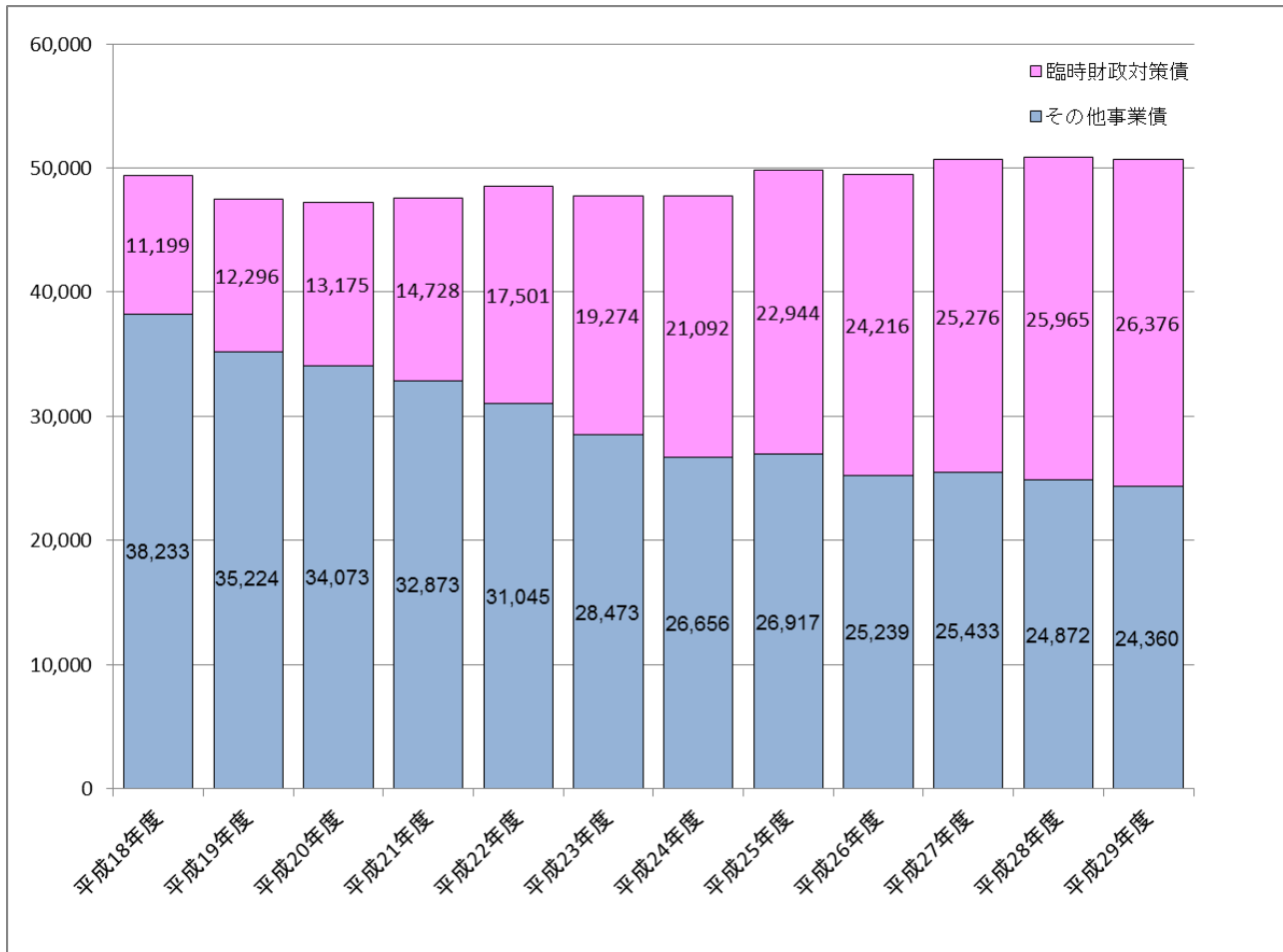
7 地方債残高の推移

本市の市債残高は、普通交付税の一部を振り替える臨時財政対策債が最も多い割合を占めており、今後も増加傾向にあることや、市債を財源とする大規模建設事業等が一定程度見込まれることから、当面の間は、高い水準で推移する傾向にあります。

本市の平成25年度末の普通会計市債残高見込みについては、約500億円（前年度比4.6%増）になる見込みです。今後も引き続き、繰上償還の実施や新規借入発行額の抑制により、市債残高の圧縮に、より一層努めていく必要があります。

○地方債残高の推移

(単位：百万円)



久喜市中期財政計画

平成26年3月発行

発行 久喜市

編集 財政部財政課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

電話 0480-22-1111 (代)

URL <http://www.city.kuki.lg.jp/section/zaisei/zaisei.html>